

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公表番号】特表2017-526747(P2017-526747A)

【公表日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2017-530956(P2017-530956)

【国際特許分類】

C 07 D 215/22 (2006.01)

A 61 P 25/18 (2006.01)

A 61 K 31/496 (2006.01)

【F I】

C 07 D 215/22

A 61 P 25/18

A 61 K 31/496

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月1日(2019.8.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

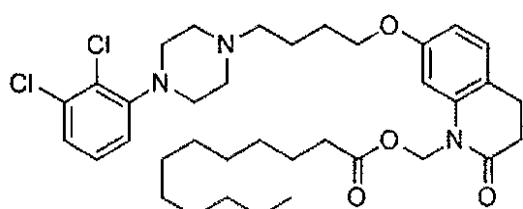
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(I)の化合物の結晶形態の製造プロセスであって、

【化1】



式(I)

前記製造プロセスが：

(a) 前記式(I)の化合物もしくはその塩またはその溶媒和物を酢酸イソプロピルと混合することによって薬液を取得し；

(b) 前記薬液をn-ヘプタンと混合して混合液を形成し；

(c) 前記混合液を冷却し；及び、

(d) 前記混合液の温度が31 ~ 43の範囲内にあるときに、前記混合液を均質化して0.50 ~ 3.3 m²/gの表面積を有する前記式(I)の化合物の結晶化粒子を形成する工程を含む、前記製造プロセス。

【請求項2】

請求項1に記載の製造プロセスであって、

(e) 均質化を停止し、前記混合液を加熱することによって前記式(I)の化合物の前

記結晶化粒子を再溶解し；

(f) 前記混合液を冷却し；及び、

(g) 前記混合液の温度が31 ~ 43 の範囲内にあるときに、前記混合液を均質化して、0.50 ~ 3.3 m² / g の表面積を有する前記式(I)の化合物の結晶化粒子を形成する工程をさらに含む、前記製造プロセス。

【請求項3】

前記結晶化粒子が0.80 ~ 1.1 m² / g の表面積を有する、請求項1または2に記載の製造プロセス。

【請求項4】

前記結晶化粒子が1.00 m² / g の表面積を有する、請求項1または2に記載の製造プロセス。

【請求項5】

前記結晶化粒子のDv[50]が10 ~ 30 μmである、請求項1または2に記載の製造プロセス。

【請求項6】

前記結晶化粒子のDv[50]が10 ~ 20 μmである、請求項5に記載の製造プロセス。

【請求項7】

前記工程(b)において、前記混合液の温度が55 ~ 65 の範囲にある、請求項1に記載の製造プロセス。

【請求項8】

前記混合液の温度が31 ~ 35 の範囲にある、請求項1に記載の製造プロセス。

【請求項9】

前記混合液の温度が34 である、請求項1に記載の製造プロセス。

【請求項10】

前記工程(a)～(c)の1つ以上を攪拌下で実施する、請求項1に記載の製造プロセス。

【請求項11】

前記工程(a)、(b)、(c)、(d)、(e)、(f)、及び(g)のうちの1つ以上を攪拌下で実施する、請求項2に記載の製造プロセス。

【請求項12】

前記結晶化粒子を濾過する工程をさらに含む、請求項1または2に記載の製造プロセス。

【請求項13】

前記結晶化粒子をすすぐ工程をさらに含む、請求項12に記載の製造プロセス。

【請求項14】

前記結晶化粒子を乾燥させる工程をさらに含む、請求項13に記載の製造プロセス。

【請求項15】

前記工程(d)において、前記混合液の温度が31 ~ 38 の範囲内である、請求項1に記載の製造プロセス。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

一実施形態において、工程(d)の目標温度は、約31 ~ 約35 の範囲内である。特定の実施形態では、工程(d)の目標温度は約34 である。工程(d)の別の実施形態では、混合液の温度が目標温度(例えば、約31 ~ 約38 で)より約0 ~ 約4 高いときに均質化を開始する。